

平成31年度事業計画書

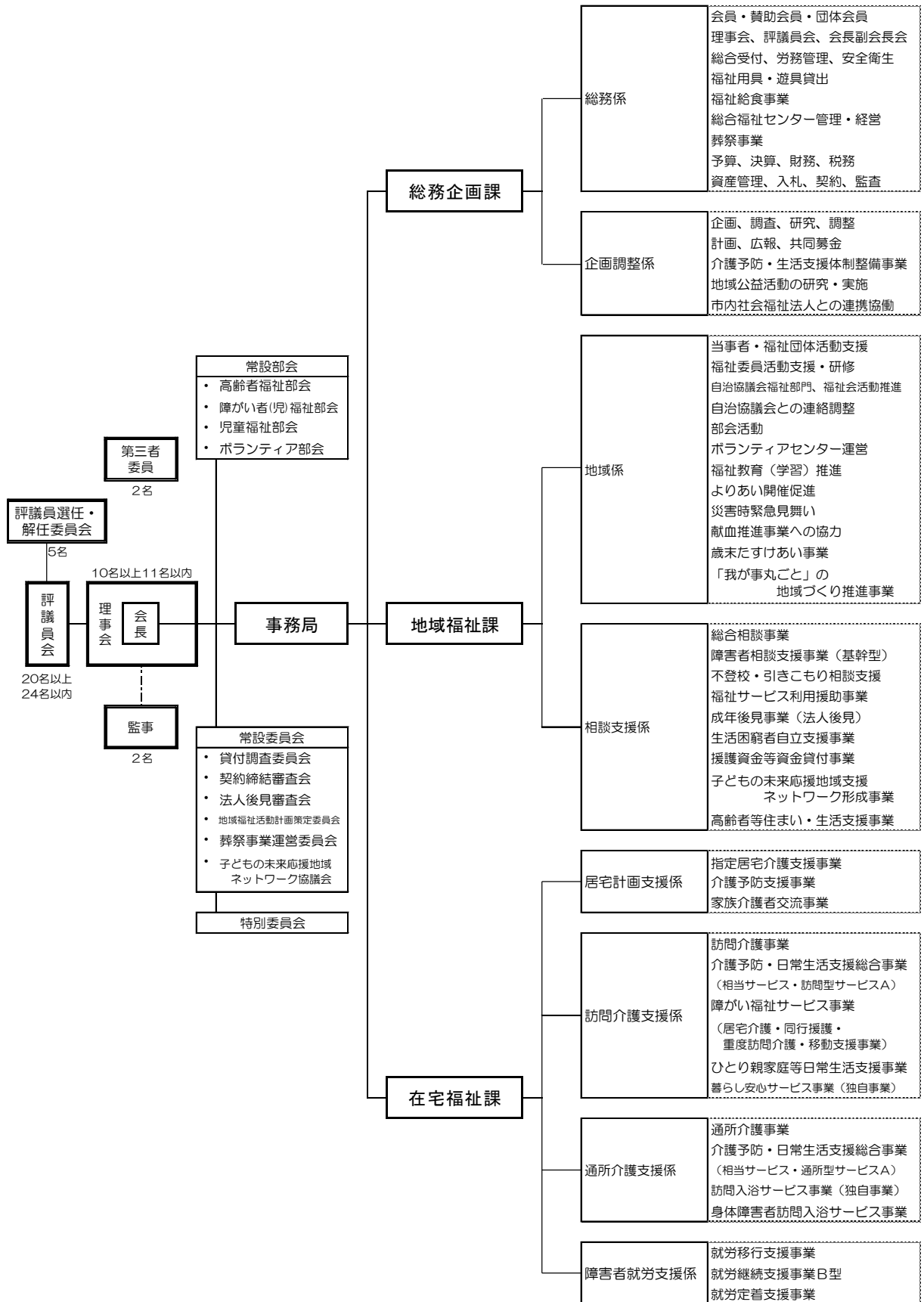
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会

— 目 次 —

うきは市社会福祉協議会組織図	1
平成31年度事業計画	2
運営理念・基本目標・平成31年度活動方針	2
総務・企画部門	3
地域福祉部門	6
在宅福祉サービス事業部門	11

うきは市社会福祉協議会組織図

平成31年4月1日



運 営 理 念

1. 住民の皆さまの色々な声をしっかり聴きとり一緒に考えます。
2. より多くの住民皆さまと力を合わせて福祉のまちづくりを実現します。
3. サービスの質を高め在宅福祉を充実します。
4. 行政等では対応できないことでも住民皆さまと共に取り組んでいきます。
5. 地域の皆さまに積極的に福祉の情報を提供します。

基本目標『誰もが幸せに暮らせるまちづくり』

平成 31 年度活動方針

地域共生社会実現に向けた「福祉のまちづくり」

我が国は、2040 年には高齢者人口がピークを迎え、全人口の 39%を占めると推計されています。うきは市においては、合併以降毎年およそ 0.5%ずつ高齢化が進んでおり、2020 年に高齢者人口がピークに達すると推計されています。しかし、要介護のリスクが高まる後期高齢者（75 歳以上）とそのうち特に 85 歳以上の人口は引き続き増加すると見込まれています。高齢者のいる世帯の構成状況は、独居世帯や夫婦のみの世帯の割合が全国や福岡県平均に比べ低いものの、その数は確実に増加しており、高齢者に関わる生活課題の増加は逃れようのない事実です。

一方、生活困窮世帯や子どもに係る生活課題（貧困、不登校等）も、その数の増加と共に、内容も複雑多岐にわたり、解決は本会のみで行えるものではなく、専門機関や地域を含む多機関との連携と協働、そして時間を要するものとなっています。

こうした背景のもと、本会では、市の生活支援体制整備事業に係る地域支え合い推進員業務を受託し、地域包括ケアシステム構築に向け、市全体としての課題を協議する第 1 層協議の場への参画、地区（校区）単位での課題を協議する第 2 層協議の場設置に向けた勉強会及び協議の場運営の支援等を行うと共に、国が進める「地域共生社会づくり」をこれまで実施して来た福祉小座談会や福祉会活動等を基盤に推進していきます。

また、今年度が 5 年毎に開催している社会福祉大会開催年度に当たるため、地域生活課題解決の推進につながる企画を立案し、多くの参加者が得られるよう努めます。

介護保険事業については、各事業とも利用者の減少に加え、介護報酬の減額とも相まって、年々収入が減少しており、現状のままでは介護保険事業そのものの継続を脅かしかねない状況ではありますが、在宅福祉サービスの砦としての使命のもと、収入改善のための取り組みを実施し、今後も安定して事業実施が出来るよう、改善を図っていきます。併せて、介護従事者の確保も大きな課題であることから、その対策として、職員処遇改善加算の上位申請を行い、収入増と職員への賃金アップを図ります。

永年懸案であったワークサポート白鳥の家の作業棟（旧労働会館）の改築については、平成 30 年度福岡県社会福祉施設等施設整備費補助金を受ける運びとなり、今年度中の竣工を目指します。

地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開として、

1. 小地域（より身近な圏域）における住民主体による福祉活動の推進と支援
2. 市圏域における総合相談・生活支援体制の整備
3. 高齢者のみならず障がい者、子どもなど生活上の困難や複合的課題を抱える方への包括的な支援体制の構築とサービスの提供
4. 活発な地域福祉活動の推進を目的とした社会福祉大会の開催

に取り組みます。

平成 31 年度の部門ごとの主な事業・活動内容は以下の通りです。
なお、説明文頭の◆新規事業、■重点事業を表しています。

— 総 務 ・ 企 画 部 門 —

■重点事項

- 社会福祉法及びその他関係法令に則り、情勢の変化に迅速且つ的確に対応し、事業運営の透明性と財務規律の強化に努め、地域住民のより一層の信頼を得ることを図ります。
- さまざまな機会、媒体を通じ「社協の見える化」を進め、役員・各課と協働し、広く市民の社協活動への理解をいただく努力を行い、浄財の確保と社協会員拡大を図ります。
- 医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市・自治協議会・さわやか福祉財団と協働し、第 1 層協議の場への参画、第 2 層協議の場への支援並びに「協議の場」づくりの勉強会を開催していきます。
その中で、第 1 層と第 2 層協議の場が連動し、「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図り、すべての人が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進していきます。
- 公益事業（葬祭事業）では、低額で丁寧な葬儀について住民への周知を図り、故人の希望に添える取組み（エンディングノートの活用等）や、ご遺族に寄り添うことにより、福祉葬儀としての安心感をお届けすると共に、安定した経営が継続出来るよう事業を推進していきます。
- 赤い羽根共同募金運動の啓発及び活性化を図るため、地域住民や関係機関・団体の理解と共感を得た「募金運動」を目指していきます。
- 働き方改革に留意し、雇用管理の改善と向上に取り組み、職員育成と職員体制の充実を図ります。
- 地域住民・行政・社協・関係福祉団体、福祉サービス事業所、企業等が連携協働し、地域のふれあいや支え合いを基盤とした「地域共生社会」の実現に向け、活発な地域福祉活動を推進することを目的として、「第 3 回うきは市社会福祉大会」を実施します。

■事 業

1. 法人運営事業

□住民主体による経営と実践

- ・理事会（年 6 回程度） 評議員会（年 2～3 回程度） 正副会長会（年 8 回程度）
- ・評議員選任・解任委員会（年 1 回程度）
- ・新任役員、評議員の研修の実施
- ・役員の県社協等主催研修会への参加

□法人の健全経営

- 社会福祉法その他関係法令、内部諸規程に則った適切な経営
- 顧問税理士の助言及び社会福祉協議会モデル経理規程に則った適切な財務・会計事務
- 顧問社会保険労務士の助言による適切な労務管理
- 職員安全衛生推進委員会による働きやすい職場環境づくり
- 監事による定期監査（年5回）
- 第三者委員による苦情相談会開催（年6回、えびね荘、水月吉井との共催）

◆「働き方改革」に則った雇用管理

■財政基盤の強化

- 社協会員の拡大…地域や関係団体への説明の機会を設け、会員加入促進を図る

□職員育成と職員体制の充実

- 研修計画に基づいた職員育成研修の実施
- 全職員を対象とした人権研修の実施
- 人材確保に向けた雇用管理の改善（向上）
- 職員の福祉資格取得促進
- 専門職員配置の充実

2. 各部門の総合調整、活動支援

- 課長会議（月1回）
- 管理職会議（月1回）
- 緊急災害時の内部対応訓練
- 連携・協働担当者会議
- 部門間連携・協働の充実

3. 福祉給食事業

□食の自立支援事業（市受託）

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の方々に、安心・安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進を図ります。また、配食時の安否確認の徹底と、関係機関との連携により、安心して在宅生活が継続できるよう支援します。

□あったか宅配サービス（制度補足サービス）

市の「食の自立支援事業」を利用していたが中止となった方や、申し込みをしたが該当しなかった方で、食の確保が必要と認められる方に、健康で自立した生活を送ることが出来るよう支援していきます。

4. 管理・経営（指定管理）

- うきは市総合福祉センター
施設の目的に従って利用促進が図られるように努めます。
避難訓練の実施（年2回）

5. 福祉用具、遊具の無料貸出事業（地域福祉部門との協働）

- よりあいや子供会、地域行事等への福祉用具・遊具の無料貸出
- 老人クラブ奉仕部、ボランティアの協力による福祉用具の整備点検

6. 公益事業（葬祭事業）

誰しも訪れる死に対し、華やかな飾り付けや出費をあおらず、故人の希望をくみ、遺族に寄り添う、荘厳で丁寧な葬儀を低額で提供していきます。また、広報や地域会合を通して社協の葬祭事業について、市民への周知を図ります。

□自宅、寺院での葬儀の実施

□斎場葬の実施…うきは斎場（本館ホール、本館和室、別館）

- 無料送迎バスの実施
- 無料朝食提供の実施

- ・家族葬（和室）の充実（利用者にやさしい葬儀の実施）
- 葬祭事業運営委員会（年2回程度）
 - ・委員会の評価・提言をもとに、低額でより良い福祉葬儀を実施します。
- 葬祭事業の周知
 - ・地域の会合・視察、広報誌への折込チラシ等による啓発を行い、運営の充実を図ります。
- ◆福祉葬儀の充実
 - ・エンディングノートの活用等による本人の希望に沿った葬儀への取り組みの研究

7. 調査・企画・広報事業

平成29年度にうきは市との協働にて策定した「第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の進捗状況を確認し、計画実現に向けた推進を各部署と連携し行います。

また、行政や関係機関より福祉に関する統計情報（データ）を収集し、うきは市の福祉の全体像を把握すると共に、福祉座談会や各部会活動・アンケート等を通して福祉課題を拾い上げます。

併せて、広報やホームページなど様々な媒体により地域福祉の情報を発信し、啓発活動を行い、社協の見える化を推進します。

- 「第3期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画」推進と進捗状況の確認
- 「ふくしのかわら版」を活用したアンケートの実施
- 年次調査統計要覧の作成
- 社協だより「ふくしのかわら版」の編集発行（年12回）
- ホームページの管理・運営
- フェイスブック・ツイッターの管理・運営
- 広報車・防災無線（行政放送）の活用

8. 介護予防・生活支援体制整備事業（市受託事業）（地域福祉部門との協働）

うきは市、公益財団法人さわやか福祉財団との包括的な連携のもと、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を2名配置し、地域包括ケアシステムの構築に向け、うきは市全体の話し合いの場である、第1層協議の場に参画し、関係者間の情報の共有化を図ると共に、ネットワーク構築に向けたコーディネートを行い、介護予防・生活支援体制の整備を推進していきます。

既に第2層の協議の場（生活圏域を範囲とする話し合い場）を設置している地区においては、自治協議会等と協働し、協議の場開催への支援及び第2層の地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）への情報提供を行い、地区における住民の地域福祉活動の推進を支援していきます。

「協議の場」未設置地区に対しては、地域における「協議の場」づくりのため、引き続き地区単位での勉強会を開催し、理解を深められるように努めます。さらに、勉強会が終了後には、第2層協議の場へ移行できるよう、介護予防・生活支援活動の充実に向け、話し合いを進めていきます。

- 地域に不足するサービスの創出支援
- 市との協働による「協議の場」作りのための勉強会の開催
- 第2層協議の場への支援及び第2層地域支え合い推進員への情報提供
- 関係機関、地域の事業所、当事者団体との連絡調整
- 市が開催する第1層の協議の場への参画
- 地域ケア会議への参加

9. 地域公益活動についての研究・実施（地域福祉部門・在宅福祉部門との協働）

地域福祉活動や在宅福祉事業など様々な社協の取り組みの中から見えてくる新たなニーズや既存の制度では解決できない課題を解決するため、地域における公益的な取り組みに

ついて研究し、実施して行きます。

- 各課との連携による地域の課題解決に向けた方策（サービス）の研究・実施
- ふくおかライフレスキュー事業（生活困窮者等への緊急支援）の実施

10. 第3回うきは市社会福祉大会の開催

うきは市社協合併15周年の節目を記念し、「地域共生社会の実現」に向けた活発な地域福祉活動の推進を目的に、「第3回うきは市社会福祉大会」を開催します。

- 「第3回うきは市社会福祉大会」の開催
- うきは市社会福祉大会実行委員会の開催

11. 市内の社会福祉法人との連絡調整・協働

- 社会福祉法人連絡協議会（9法人）との連携による研修会等事業の実施
- 各法人の職員代表による社会貢献プロジェクト委員会にて具体的な地域公益活動の研究、実施

12. 福岡県共同募金会うきは市支会の事務（受託）

- 理事会（年3回程度）
- 住民の共同募金への信頼の確保や募金の見える化
- 共同募金運動推進協議会（9月）
- 赤い羽根共同募金運動（10月1日～12月31日）
 - ・募金期間中の各種イベントへの出店や寄付つき商品の開発・頒布・赤い羽根自販機の設置を通じて募金活動の啓発及び活性化を図ります。
 - ・学校や民生委員、受配団体等協力のもと、街頭募金や事業所募金の推進に努めます。
- 歳末たすけあい運動（12月1日～12月31日）
- 赤い羽根だより（3月発行）
- 災害義援金の受付・取次ぎ

— 地 域 福 祉 部 門 —

■重点事項

- 地域共生社会の実現に向け、我が事丸ごとの地域づくり推進事業と生活支援体制整備事業を連動させ、地域生活課題の把握（福祉小座談会等）・解決に向けた重層的な体制（福祉会・第1層・第2層の協議体）整備や活動を推進していきます。
- 高齢・障がい・児童・生活困窮等対象を問わず包括的に地域生活課題を受けとめ（生活・福祉丸ごと相談）、福祉の枠を越え、生活に関わる多くの機関と連携した支援を行い、誰もが安心して最後まで暮らせる地域づくりを行います。
- 従来の身体・知的・精神障がいに加えて、新たに高次脳機能障がい・発達障がい及び難病等の相談も増加しており、多様化する障がい者のニーズに対応するため、基幹相談支援センターとして専門的な相談支援を推進します。
- 子ども・若者支援を一体的にとらえ、妊娠期から自立までを支える長期支援体制の構築を行うと共に高等学校在学・中退・卒業後の不登校・ひきこもりの支援も強化していきます。
- 社会的孤立や経済的に不安定な方を支援するため、生活困窮者自立支援事業による相談支援や、就労支援・家計の見直し・子どもの社会的自立など様々な角度から支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却・社会的自立を支援します。

■事業

1. 部会研究事業

地域福祉の増進を図ることを目的に、専門事項について常時研究活動を行います。

- 高齢者福祉部会
- 障がい者(児)福祉部会
- 児童福祉部会
- ボランティア部会

2. 連絡調整事業

当事者団体・福祉団体をはじめ行政や関係機関との連携を図り活動を推進します。

- 行政・社協事務担当者連絡調整会議
- 民生委員児童委員協議会代表委員会・定例会
- 両筑地区社会福祉協議会連絡会
- 筑後地区高齢者・障害者支援連絡協議会
- 県南地区社会福祉協議会連絡協議会
- うきは市在宅医療推進事業協議会
- うきは市地域障害者協議会・部会
- うきは市要保護児童対策地域協議会
- うきは市地域福祉計画審議会
- ◆うきは市無料職業紹介所連絡会
- ◆うきは市居住支援協議会
- うきは市一人暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会
- うきは市不登校・ひきこもり対策相談支援事業サポート協議会
- その他福祉関係諸機関・諸団体との連絡調整会議

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活困窮状態にある方（社会的孤立や経済的に不安定な方）の、社会的孤立解消や社会的自立に繋がるように、社協独自の事業やその他の相談機関、社会資源と連携しながら、相談者の生活困窮状態からの早期脱却を支援します。

- 自立相談支援事業：生活困窮状態にある方の様々な相談に応じ、相談者との信頼関係を築きながら、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、問題解決するために本人が改善すべき点や必要とする支援サービスを明確にするため、自立支援計画を策定し、関係機関と連絡調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立を支援します。
- 就労準備支援事業：就労し自立を目指す相談者に対し、生活リズムの改善や対人コミュニケーション訓練、居場所づくりなどの生活支援を行います。また、作業訓練（内職シェアステーション Cocomonne）、施設外就労体験、就職検索活動支援など就職に結びつくための取り組みを支援します。
- ◆家計改善支援事業：家計収支に関する課題の評価・分析を行い、家計表の作成など、家計に関するきめの細かい相談支援を実施します。
- ◆子どもの学習・生活支援事業：生活困窮状態・生活保護を受給している、あるいはひとり親家庭で生活している世帯の中学生を対象にして学習支援を行います。単なる学習の場としてではなく、子ども達の居場所作りや、将来へのモデル像(大学生・社会人ボランティア)との交流を行い、子ども達目線での将来的な自立に向けたサポートを行います。また、高校進学後も必要に応じ、相談対応を行います。

4. 福祉サービス利用援助事業（市受託事業）

判断能力が衰えても、高齢者や障がい者が地域で安心して過ごせるように、本人との契約により金銭管理等の支援を行うと共に、生活を側面から支援し本人の権利を守ります。

福祉サービス利用援助サービス、金銭管理サービス、保管サービス

生活支援員の養成

契約締結審査会

5. 成年後見事業

判断能力が不十分で身寄りがないなどの理由により、成年後見制度の市長申立ての対象となる方を主な対象に受任し、本人の財産管理や身上監護・介護サービスの契約等の支援及び権利擁護を行います。

成年後見人の受任

法人後見審査会

成年後見センター設立の研究

市民後見推進事業（市受託）：市民後見人養成講座フォローアップ研修の開催、市民後見人普及・啓発講座の開催。

6. うきは市障害者相談支援センター

(1) 障害者相談支援事業（市受託事業）

障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように支援します。

◆相談支援事業：基幹相談支援センターとして、障がい者（児）の様々な相談に応じ地域での生活を支援すると共に、地域の相談機関との連携を図ります。

■相談支援機能強化事業：専門的知識を持った相談員の配置を行い相談・支援体制の強化を図ります。

障害支援区分認定調査

療育相談、就労相談：関係機関と連携し、専門相談日を開設します。

点字・声の広報等発行事業：視覚障がい者用録音物・郵便物貸出。

(2) 指定相談支援事業

障がい者（児）が地域で安心して生活できるように、施設・病院・関係機関等との連絡調整を行い福祉サービスの利用計画を作成します。

指定特定相談支援事業（市指定）：障がい者（児）の居宅サービス利用計画の作成

指定障害児相談支援事業（市指定）：障がい児の通所サービス利用計画の作成

指定一般相談支援事業（県指定）：障がい者の施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行する際の支援（地域移行支援）及び移行後（地域定着支援）の支援を行い、地域生活の安定を図ります。

(3) 障害者社会参加促進事業（市受託事業）

「ほっとスペースうきは」の開館：月～金曜日

障がいを持った方の交流やつどいを目的としたスペースとして活用すると共に、相談支援を行います。

7. 不登校・引きこもり対策相談支援事業（市受託事業）

長期間学校に行けない不登校の生徒や、社会との接点を無くしている引きこもりの方と、その家族を対象とした専門相談窓口として相談対応すると共に、訪問支援やフリースペースの活用により、より深く本人の想いに寄り添った支援を行います。

- 相談支援：本人、家族等の相談に応じ適切な助言を行うと共に、適切な関係機関へ繋がります。
- 情報交換会：関係機関等との情報交換を行い、対象者の支援の状況把握に努めると共に、適切な支援方法についての検討を行います。
- 相談室兼交流スペースの開館：月～金曜日
- 啓発活動：セミナーの開催、社協だよりへの掲載
- 当事者グループの育成 学習支援

8. 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業（市受託事業）

ひとり親家庭や経済的に困難を抱えている家庭の子どもや、貧困により課題（孤食等）を抱えている子ども（小学生）に対して、学習の機会の確保や学習習慣、生活習慣の定着を支援する場として「居場所」を提供すると共に、支援が必要な子及びその親に対して、将来の自主・自立に向けた支援を行います。

- ネットワーク協議会の開催（年4回） 実務者会議の開催（随時）
- 学校・関係機関との連携
- 学習・食事・居場所の包括的支援拠点の設置
- フードバンク福岡との連携 ◆市内フードバンク協力企業との連携

9. ふれあいのまちづくり推進事業（市補助事業）

地域住民の参加と行政や福祉施設等の関係機関との連携のもと、地域に即した創意工夫により具体的な課題に対応し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、支え合う地域づくりを推進します。

（1）総合相談・援助

- 心配ごと相談（週2回） 弁護士無料法律相談（年12回）
- 司法書士無料法律相談（年12回） 第三者委員苦情相談（年6回）
- 行政書士無料法律相談（年12回） 相談員研修会

（2）地域生活支援事業

把握されたニーズを有する住民、世帯等に対し、生活支援のためのネットワーク等を形成し、見守りから具体的な課題の対応まで幅広い分野にわたる生活支援を継続的に実施します。

ア、生活支援ネットワーク等の形成

地区自治協議会（福祉部門）と連携し、地区の地域福祉推進活動を支援します。

- 地区自治協議会（福祉部門）連絡会
- 福祉委員活動推進
- 福祉委員研修会（自治協議会福祉部門）
- 福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- よりあい活動支援（職員・コーディネーター派遣等）
- 一人暮らし高齢者等見守り支援・活動推進

（3）住民参加による地域福祉事業

ア、地域の実状に応じた住民参加による地域福祉活動の実施

- 地域福祉活動普及啓発（当事者、関係者、住民啓発）
- 家族会支援

イ、在宅高齢者・障がい者に対する福祉サービス

- 福祉用具無料貸出
- あったか宅配サービス

ウ、児童・青少年の健全育成に関する事業

- うきは絆プロジェクト活動

エ、高齢者、障がい者、児童、青少年の社会参加に関する事業

- 社会参加促進交流（集い・ふれあい促進）

オ、ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の啓発・育成 ボランティア講座の開催
- よりあいコーディネーター派遣・育成
- ボランティアセンター運営
- ボランティアコーディネーター配置（相談受付、活動の需給調整等）

カ、災害緊急支援活動

- 災害ボランティアセンター整備 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 災害ボランティア養成訓練 災害時要配慮者に対する市との連絡調整
- 災害ボランティアセンターマニュアルの随時見直し

10. 共同募金配分金事業

住民の皆様から寄せられた共同募金の配分金をもとに、様々な福祉活動を支援します。

(1) 福祉教育に関する支援

- 福祉体験学習の実施 福祉教材「ともに生きる」配布
- 福祉教育推進指定校事業（市内全小中学校）
- 福祉教育推進指定校連絡会

(2) 高齢者への支援

- 高齢者安心カード作成・配布 金婚祝福の会
- 老人クラブ連合会への支援・助成 地区一人金婚式開催への助成

(3) 児童・青少年福祉に関する支援

- 母子寡婦福祉会への支援・助成
- 子育て支援団体・育児サークルへの支援・助成
- 新入学児童お祝品贈呈
- 保護司会青少年弁論大会への支援・助成

(4) 障がい者・家族への支援

- 障がい者団体への支援・助成 障がい者福祉問題の啓発

(5) 住民全般に関する事業

- ボランティア活動団体支援・助成
- ◆地域生活支援活動への助成
- 社協だより「ふくしのかわら版」の発行（総務企画課協働）
- 福祉委員だより「福祉委員かわら版」の発行
- 地域憩いの広場新設・修理助成
- 低所得者への支援（食料品等の支給）
- 火災等災害被災者へのお見舞い

(6) 歳末たすけあい配分事業に関すること

- 年末見舞金の配布 年末年始地域援助活動助成

11. 資金貸付事業

低所得世帯及び経済的困窮者等に対して、資金の貸付や適切な助言指導を行うことによって、困窮状態の緩和や世帯等の自立を支援します。

- 生活福祉資金貸付事業（県社協受託） 育英奨学資金貸与事業
援護資金貸付事業 貸付調査委員会

12. 移送サービス支援事業（市補助事業）

障がいなどにより公共の交通機関を利用することが困難な方に対し、通院や買物等への移動支援を実施し、身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に活動している会員制互助組織「ハンディ移送サービスうきは」に対して、福祉車両の貸与や需給調整などの活動支援や助成を行います。

- 無償運送サービス活動「ハンディ移送サービスうきは」への活動支援・助成

13. 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（地域力強化推進事業・市受託事業）

地域のつながりが弱まり複数の分野にまたがる課題を抱える住民が増えているなか、住民同士のつながりや支え合いの意識を高め、地域共生社会の実現を図るため、地域での情報共有の場（小座談会）の開催、解決に向けた組織体制（福祉会）の設置及び、活動推進を目指と共に、生活・福祉丸ごと相談窓口を浮羽事務所・吉井事務所の2カ所に設置し、ワンストップでの相談対応を行います。

- 福祉小座談会の開催 福祉会活動運営助成
■福祉会の設置・活動推進 新規福祉会活動助成
福祉会研修会の開催 民生委員・福祉委員懇談会の開催
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業等他事業との協働
■地区及び行政区福祉活動への支援 ◆生活・福祉丸ごと相談窓口の開設

14. 高齢者等住まい・生活支援事業（市受託事業）

うきは市が設置するうきは市居住支援協議会事業の一環として、地域包括ケアシステムの基礎となる「住まい」や生活支援に関する相談受付を行い、社協各部署間及び関係機関との連携により、うきは市でいつまでも安心して暮らせる体制作りを目指します。

また、相談拠点であるつどいの場「かわはらさんち」を、高齢者を含め地域住民が気軽に立ち寄れる居場所として運営します。

- 高齢者等の住まいや生活支援に係る相談窓口の開設（相談員の配置）
相談拠点のつどいの場「かわはらさんち」の運営
うきは市居住支援協議会への参画

15. たすけあい献血推進事業

地域住民による愛のたすけあい献血運動の推進を図ります。

- 献血推進協議会への参加 年頭たすけあい献血への協力
献血運動推進啓発活動（広報、PR 資材の掲示）

16. 地域福祉活動推進事業

地域区自治協議会（福祉部）及び福祉会による小地域福祉活動の推進を図ります。

- 地区自治協議会（福祉部門）、福祉活動の支援・助成
地域福祉活動計画策定支援・助成

— 在宅福祉部門 —

■重点事項

- 介護保険事業では、制度や個々のニーズに沿って適正なサービスの提供を行い、利用者が安心して安全な生活が送れるようサポートすると共に、事業の継続ができるよう必要に応じサービス内容の見直しや利用者の確保に努めます。
- 総合事業では、要支援者の訪問介護・通所介護の報酬額が低く設定され、採算が取りにくい事業ですが、社協として利用者にサービスの空白を作らないためにもサービス提供を継続します。
- 介護保険事業、社協独自事業（制度を補足するサービス）等の在宅福祉サービスを実施し、地域包括ケアシステムの一翼を担っていきます。
- 居宅介護支援では、利用者本人や家族の意思を尊重し、その方に合った介護サービスに繋がるよう計画を作成すると共に、各事業所や地域包括支援センター等と連携し適正なケアマネジメントを行います。また必要な場合は、関係機関と十分協議を行います。
- 障害者総合支援法に基づき、障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図ると共に、平成30年度新たに県の指定を受けた、就職後の「定着支援」を強化し、自立した生活が継続して送られるように、適正なサービスを提供します。また、県の社会福祉施設等施設整備費補助金（国庫補助を含む）を活用し、老朽化した作業棟（旧労働会館）の建て替えを行い、多面的に活用し事業の充実を図ります。

■事業

1. 居宅計画支援事業（うきは市ケアプランサービスセンター）

利用者・家族の意向を踏まえ、自立支援を目指すサービス計画を作成します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業（浮羽包括支援センター受託）

2. 訪問介護支援事業（うきは市ヘルパーステーション）

サービス計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の自立につながるサービスを提供します。

- (1) 介護保険事業
 - 指定訪問介護
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 介護予防訪問介護相当サービス
 - 訪問型サービスA
- (3) 障がい福祉サービス事業
 - 居宅介護
 - 同行援護（視覚障がい者へのガイドヘルプ）
 - 重度訪問介護
 - 移動支援事業（市受託）
- (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託）

3. 通所介護支援事業（うきは市デイサービスセンター）

通所介護では利用者、家族の要望に沿ったサービスを提供すると共に、サービス提供時間の延長など、必要に応じて柔軟な対応を行います。

- (1) 介護保険事業

■指定通所介護

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

□介護予防通所介護相当サービス □通所型サービス A

(3) 身体障害者訪問入浴サービス事業（市受託）

4. 障害者就労支援事業（ワークサポート 白鳥の家）

■就労移行支援事業

- ・一般就労に向けて訓練や職場実習を行うと共に職場実習先やトライアル雇用先の開拓を行います。
- ・就職して間もない利用者（就職後6か月以内の方）の不安の解消、職場定着を図るため、就職先を訪問し、利用者及び事業主（雇用主）の相談に応じるなど継続した支援を行います。

【訓練内容】

- ＊就労に必要な知識、能力を向上させるための訓練（面接訓練、作業持続訓練等）
- ＊生産活動（名刺印刷、業者下請け作業）
- ＊求職活動支援（職場実習、ハローワークへの登録支援）
- ＊職場定着支援（就職した利用者の訪問支援）
- ＊休日の過ごし方・買物・公共交通機関利用などの訓練を行い、生活面及び社会性の向上支援を行います。

■就労継続支援B型

- ・働く機会や社会参加等の機会を提供すると共に、訓練・相談を通じて日常生活の支援を行います。
- ・利用者の工賃の増額と安定的な支給が出来るよう、生産活動の拡充と新規生産活動及び販路の開拓を行います。
- ・作業棟（旧労働会館）の建て替えを行い、事業の充実を図ります。
- ・送迎サービスを実施し、家族の負担を軽減します。

【生産活動内容】

- ＊アルミ回収作業（ボランティアの協力を得て行います。）
- ＊企業からの下請け作業
- ＊自主製品の製作販売・・・牛乳パック再生椅子、楠チップ消臭剤、小物作り
- ＊スワンショップ・・・日用雑貨品の販売
- ＊パンの家スワンベーカリー・・・パンの製造販売、喫茶ルーム（集いの場）
- ＊喫茶『あひろの子』（うきは市民センター2階）・・・コーヒー、パン等の販売

◆就労定着支援事業

- ・利用者（就職後6か月以降3年未満の方）の職場定着を図るため、定期的に職場を訪問し、対面による相談に応じるほか、事業主（雇用主）との情報交換や状況把握等により必要な支援を行います。
- ・利用者の生活面及び社会性向上のための支援を行います。

【支援内容】

- ＊職場への訪問支援（利用者との対面による相談支援等）
- ＊雇用する事業主への訪問支援（状況の把握、相談支援等）

5. 制度補足サービス事業

介護保険制度など法定事業の範囲では対応できないサービスについて、利用者や家族、介護支援専門員等の要望に応じ、社協独自のサービス提供を行います。

□暮らし安心サービス（うきは市ヘルパーステーション）

日常生活援助サービス（調理、洗濯、掃除、買物等）、身体介護サービス（通院介助、排泄介助、食事介助等）を提供し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。

□訪問入浴サービス（うきは市デイサービスセンター）

自宅で入浴が困難な寝たきりの高齢者等を対象に、移動入浴車で訪問し、居宅での入浴サービスを提供し、身体の清潔保持と介護者の負担軽減を図り、在宅生活が送れるよう支援します。

6. 家族介護者交流事業（市受託事業、地域福祉課との協働）

家庭で寝たきりや認知症高齢者を介護している家族を支援します。

介護者の会への支援

在宅介護者リフレッシュ事業、介護者のつどい

7. 連携・協働事業

うきはブロック介護サービス事業連絡会に加入し、サービス事業者間の情報交換、研修会等に参加し、事業者間の連携と職員の資質向上に努めると共に、連絡会の事務局として、連絡調整等の役割を担っていきます。

浮羽医師会との医療と福祉・介護の連携のあり方研究活動を継続します。